

## ●「熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策の在り方について（報告書）」への対応（案）

## 1. 地方公共団体への支援の充実

## 1-1. 物資供給や人的支援等に関するプッシュ型支援策

現状と課題	項目	分類	実施すべき取組	所管(関連)部局	対応(案)	防災計画の修正
○被災地方公共団体の行政機能の低下 ○南海トラフ地震や首都直下地震等、広域かつ甚大な被害が発生した場合の支援 ○被災地方公共団体が困惑する研究機関等による調査・助言	①	(1)①人的支援	大規模災害時には、被災地方公共団体への人的・物的プッシュ型の支援を円滑に行えるよう、国は緊急災害対策本部や現地対策本部の体制をそのマニュアルを含めて見直すとともに、情報連絡員(リエゾン)(以下、「情報連絡員」という。)の役割等についてもマニュアルとしてとりまとめておく必要がある。	防災統括室	国のマニュアルを参考に、県においても、災害時緊急連絡員活動マニュアルの改訂を検討。	計画を修正
	②	(1)①人的支援	被災地へ情報連絡員や応援職員を派遣することを前提とした研修・訓練等の内容の充実や派遣予定者のリストの作成等について取り組む必要がある。	防災統括室	現在実施している災害時緊急連絡員に対する研修を強化する。災害時緊急連絡員リストは作成済であるが、災害対応経験者及び危機管理3課に所属した職員について、10年程度はもれなくリストに掲載し、派遣予定者とする。	

## 1-2. 市町村の被災状況等に応じた臨機応変な支援策

現状と課題	項目	分類	実施すべき取組	所管(関連)部局	対応(案)	防災計画の修正
○行政機能の回復に時間を要する地方公共団体の存在 ○全国組織による応援調整と個別の市町村同士の関係による応援 ○被災地の組織と他の地域の組織との調整の促進 ○インフラの復旧にかかる技術的な支援	③	(1)①人的支援	災害時の支援を円滑に進めるためには、応援する各機関の調整の仕組みづくりと災害対応業務の標準化、業務のマッチング等を一体的に進める必要がある。	防災統括室	県受援マニュアル作成の中で検討していく。	計画を修正
	④	(1)①人的支援	被災地方公共団体への人的支援については、国や都道府県等を中心に、様々な機関による応援制度が存在しており、また個別の地方公共団体間における協定やエリア毎での協定等による応援制度も存在する。大規模災害時にそれぞれの応援の仕組みが全体としてより効率的に機能するよう、具体的な調整方法について検討するとともに、必要に応じて制度の見直しを行う必要がある。	防災統括室	県受援マニュアル作成の中で、特に関西広域連合との連携について、検討していく。	計画を修正
	⑤	(1)①人的支援	国の職員を地方公共団体へ応援のために派遣する手続については事前にマニュアル等に必要な規定を行い、関係省庁が発災後速やかに必要な対応を行えるように備える必要がある。	防災統括室		
	⑥	(1)①人的支援	応援を想定した研修を充実するとともに、応援先で期待される役割について受援体制検討ガイドラインに必要な事項を記載するよう努める必要がある。	防災統括室	今後作成する受援マニュアルを踏まえ、研修を強化していく。	計画を修正
	⑦	(1)①人的支援	災害時には、市町村では迅速な調整や業務の実施が困難な場合があるため、必要に応じて、国等が調整できるような制度の拡充が必要である。	防災統括室	制度等の拡充、改正があれば、県受援マニュアルに盛り込んでいく。	

## 1-3. 市町村等の応援・受援に係る考え方の整理

現状と課題	項目	分類	実施すべき取組	所管(関連)部局	対応(案)	防災計画の修正
○応援職員と被災市町村のニーズの不整合 ○応援職員と被災市町村職員の役割分担が不明確 ○派遣された応援職員の勤務環境整備が不十分	⑧	(1)①人的支援	国は、市町村が受援体制を構築する際の参考となるガイドラインを新たに策定するとともに応援を想定した研修内容の充実等に努める必要がある。	防災統括室		
	⑨	(1)①人的支援	国において地方公共団体の災害対応業務の標準マニュアルや災害時の業務システムの整備を進める他、国や都道府県は応援職員の能力が被災地で活かされるよう、調整の仕組み及び情報共有についてルール化した情報連絡員用マニュアルやガイドラインにおける解説の充実が望まれる。	防災統括室	国が策定するガイドラインやマニュアルも参考にしながら、県受援マニュアルを作成する。県受援マニュアル作成に当たって、応援受入班を増強する予定。県実施の災害時緊急連絡員に対する研修には、現在市町村職員も参加しているが、市町村間の応援も想定し、さらなる参加を要請する。	計画を修正
	⑩	(1)①人的支援	応援職員が災害対応業務に集中できる環境の確保のため、国の災害時のマニュアル等を見直す必要がある。	防災統括室		
	⑪	(1)①人的支援	市町村への応援が円滑に機能するよう、応援する各機関が参加した訓練を行う必要がある。	防災統括室		

1-4. 円滑な災害対応を進めるための災害救助の見直し

現状と課題	項目	分類	実施すべき取組	所管(関連)部局	対応(案)	防災計画の修正
○災害救助の役割の明確化 ○災害対応を進めるための基礎的な業務に係る周知の不足 ○災害救助に係る現地の発想を活用すべきとの指摘	⑫	(12) 災害救助など国の制度改正の認知・活用	災害救助は、応急的に必要な救助を行って被災者の保護等を行うための制度であるが、災害対応の多様化に適合できていない面も見られ、より円滑な災害対応を進めるために必要な見直しを行う必要がある。	防災統括室	制度が災害対応の多様化に適合できなくなっている面については、国に対して制度改正要望等を行っていく。	
	⑬	(12) 災害救助など国の制度改正の認知・活用	災害救助以外にも災害対応に適用される様々な制度が存在しており、平常時から、また発災時において改めて速やかに周知に努めることが必要である。	防災統括室	災害対応を進めるための様々な制度について、説明会等を活用して、今後も市町村に周知する。	

2. 被災者の生活環境の改善

2-1. 被災者の状況の速やかな把握と対応

現状と課題	項目	分類	実施すべき取組	所管(関連)部局	対応(案)	防災計画の修正
○被災者の状況把握やケアが困難	⑭	(10) 避難所	様々な場所にいる被災者の情報把握のため、保健師や医療チームが集めた情報を市町村保健衛生部局や保健所に集約して、整理・分析を行い、被災者の健康支援に活用することが必要である。	防災統括室 医療政策部 (企画管理室)	防災情報システムの活用を検討する。避難所情報を共有するための統一様式を県避難所運営マニュアル改定の中で検討していく。	
	⑮	(10) 避難所	これら被災者の健康情報や避難所の保健衛生情報で共有可能な情報については、医療を始めとする多種多数の専門職による支援者と共有を図るとともに、保健所の指揮・調整による人員配置の最適化を図り、協働して被災者の保健衛生上の支援を行うべきである。	防災統括室 医療政策部 (企画管理室)		
	⑯	(4) 罹災照明、被害認定調査	国は、市町村における既存のデータベースを活用した被災者台帳の整備の取組を促進する必要がある。更に、ビッグデータの防災分野への活用を進めるため、民間事業者の提案や関係機関と連携した共同開発の実施等、ニーズ把握と手法開発の両面からのアプローチを進める必要がある。	防災統括室	市町村が、被災者台帳を作成するに当たってのシステム整備等について、情報提供を行うなどの支援を行っていく。	

2-2. 医療等の専門家や避難所運営等の専門知識を有するNPO等との連携強化

現状と課題	項目	分類	実施すべき取組	所管(関連)部局	対応(案)	防災計画の修正
○市町村が避難所運営と復旧・復興の両立に苦慮 ○関係者間の連携の不足と、それに伴う支援の提供困難	⑰	(10) 避難所	避難所では臨機応変な対応が求められるため、必要に応じて国の避難所運営ガイドラインの見直しを進めるとともに、熊本地震への対応において課題となった内容を念頭にそれらの解消策をとりまとめた事例集を作成する必要がある。	防災統括室	国のガイドラインも参考としながら、奈良県避難所運営マニュアルを改定する。さらに、県マニュアルを市町村に周知するとともに、市町村の避難所運営マニュアルの整備を支援していく。また、現在実施している避難所運営研修を、改定後のマニュアルを踏まえ、強化していく。	計画を修正
	⑱	(10) 避難所	また、そのガイドラインを普及させるため、様々な研修の機会等を通じて、市町村や各機関への周知に努めるほか、訓練を行ってもらうように働きかける必要がある。	防災統括室		
	⑲	(10) 避難所	国は、避難所運営に関する専門家チームを育成し、平常時から避難所の運営計画策定や開設・運営訓練に関する支援を行うとともに、発災後もアドバイスをできる仕組みづくりを行うことが必要である。	防災統括室		

2-3. 避難所の生活環境の確保・避難者への適切な情報提供

現状と課題	項目	分類	実施すべき取組	所管(関連)部局	対応(案)	防災計画の修正
○指定避難所の混乱 ○様々な状況の変化への対応が困難 ○情報不足による避難者の不安	⑳	(10) 避難所	大規模災害が発生した際には、避難所は想像以上に混乱する可能性があり、高齢者や女性等への配慮が困難となる場合や福祉避難スペース(室)が不足する場合もある。国は避難所の利用計画づくりや運営方法、様々な状況に対応するための改善策等についても避難所の事例集に盛り込み、説明会や研修を通じて市町村への周知に努める必要がある。	防災統括室	避難所運営に関する研修会等において、運営のための知見やNPOとの連携強化を盛り込んでいく。	計画を修正
	㉑	(10) 避難所	発災後は、避難所エキスパート(仮称)やNPO等の協力も得て、状況改善のために取り組むことが必要である。	防災統括室	市町村が平常時から避難所運営のノウハウを有するNPO等との連携強化を図れるよう情報提供していく。	
	㉒	(10) 避難所	発災後は、避難所となっている学校の早期再開や避難所の集約を進めていく必要があることから、避難者と定期的に話合いの場を持つ等により、課題の共有化を図る必要がある。	防災統括室	奈良県避難所運営マニュアル改定の中で、避難者との課題の共有化について検討していく。	

2-4. 要配慮者の避難を地域で支える仕組み

現状と課題	項目	分類	実施すべき取組	所管(関連)部局	対応(案)	防災計画の修正
○要配慮者の円滑な避難が困難 ○福祉避難所の課題 ○福祉避難所として利用可能な宿泊施設等について十分な活用が図られていない	⑳	(11)福祉避難所	市町村において、福祉避難所の役割について地域住民への浸透を図るとともに、更に追加で福祉避難所として活用できる施設を確保するため、関係者との調整を進め、地域防災計画等でも周知する必要がある。	健康福祉部 (地域福祉課) 防災統括室	福祉避難所やその役割が地域住民に浸透するよう市町村と連携し、周知・広報を行う。また、市町村に対して福祉避難所の指定や協定を推進するための支援を行っていく。	計画を修正
	㉑	(11)福祉避難所	福祉避難所に位置付けられた施設については、避難者の受け入れ訓練を関係者と連携して進めることが望ましい。	健康福祉部 (地域福祉課) 防災統括室	福祉避難所の確保・運営ガイドラインについて、会議等の機会を通じて市町村に周知を行っていくとともに、避難者の受け入れ訓練についても関係者と連携して進めるよう市町村に促す。	計画を修正
	㉒	(11)福祉避難所	それらの取組の前提となる福祉避難所の確保・運営ガイドラインについては、様々な研修の機会等を通じて、市町村や各機関への周知に努める必要がある。	健康福祉部 (地域福祉課)		

3. 応急的な住まいの確保や生活復興支援

3-1. 住まいの場の円滑な確保

現状と課題	項目	分類	実施すべき取組	所管(関連)部局	対応(案)	防災計画の修正
○住宅等の被害に関する各種調査に係る説明の不足等 ○避難生活の解消に向けた判断材料の不足 ○各地方公共団体の調査手法の不統一 ○生活再建の上で迅速な被災家屋の解体・撤去は重要な課題	㉓	(4)罹災照明、被害認定調査	住宅に関する各種調査は、災害対応システム全体の中で、それぞれが住宅の被害の状況を適切に評価し、人身等の被害拡大を防ぎ、また被災者支援の適用の根拠とするなどの役割を分担している。それぞれの調査では、類似の項目もあることを踏まえ、連携可能な分野(項目)の検討を進める必要がある。	防災統括室 まちづくり推進局 (建築課)	住家被害認定調査の調査票について、最初の一步として、奈良県内においてはできるだけ内閣府様式に統一する。内閣府様式を前提として、市町村職員に対して実践的な研修を継続・強化して実施する。また、受講者・認定調査経験者の登録を継続する。被災建築物応急危険度判定と罹災証明の連携については、全国被災建築物応急危険度判定協議会で方針が示されれば、従っていきたい。	
	㉔	(4)罹災照明、被害認定調査	罹災証明書の交付の迅速化を進めるため、住家の被害認定基準運用指針や調査票の見直しにより簡便な手法を導入するとともに、システムの導入による省力化や調査員の育成等を行う。	防災統括室	被災者台帳作成等の支援やシステム化についても検討していく。	

3-2. 生活再建のための戦略的な対応

現状と課題	項目	分類	実施すべき取組	所管(関連)部局	対応(案)	防災計画の修正
○応急的な住まいの迅速な確保が困難 ○生活再建のための様々な支援が必要 ○応急仮設住宅のコストの抑制等	㉕	(19)仮設住宅	被災者の住まいの確保に関する取組事例について、熊本地震における応急仮設住宅の事例を追加し、みなし仮設住宅の運用等とともに、災害救助法の説明会等において周知する。	健康福祉部 (地域福祉課) まちづくり推進局 (住まいまちづくり課)	・みなし仮設住宅の活用等については、熊本地震の事例も参考に、今後大規模災害時における民間賃貸住宅等との連携推進協議会において検討を行う。 ・被災者への制度の周知や情報提供等については、今後手法を検討し進めていく。	
	㉖	(19)仮設住宅	みなし仮設に入居した被災者への行政サービス継続等の事例について、研修等を通じて全国の地方公共団体へ周知する。	防災統括室 まちづくり推進局 (住まいまちづくり課)		

4. 物資輸送の円滑化

4-1. 地方公共団体の被災状況を考慮した物資支援

4-2. 避難者に物資を速やかに届ける仕組みづくり

現状と課題	項目	分類	実施すべき取組	所管(関連)部局	対応(案)	防災計画の修正
○末端まで考えた物資支援の実現が困難 ○発災直後に使用可能な物資拠点を確保し速やかに利用を開始することが困難	㉗	(1)②支援物資	支援物資の輸送に当たって、拠点等の活用について物流事業者の協力も得つつ、避難所までを対象とした物資輸送全体を管理できる体制を発災後に早急に立ち上げることが重要であるため、緊急災害対策本部や現地対策本部の業務マニュアル等の修正を行う。	防災統括室 産業・雇用振興部 (産業振興総合センター)	関西広域連合による「関西圏域における緊急物資円滑供給システムの構築」及び奈良県広域防災拠点の整備等を踏まえ、今後「奈良県災害対策本部救援物資対応マニュアル」の大幅改定を検討する。また、協定を締結している物流事業者との連携を強化するため、図上訓練を継続する。	計画を修正
	㉘	(1)②支援物資	円滑に広域物資輸送拠点(都道府県指定)及び地域内輸送拠点(市町村指定)を開設するため、民間物資拠点の情報整理、広域物資拠点開設・運営ハンドブックの見直し等を実施する。	防災統括室 産業・雇用振興部 (産業振興総合センター)		
○被災地への物資到着状況が把握できない ○発災直後は物資輸送に長時間が必要	㉙	(1)②支援物資	支援物資の輸送に関係するすべての機関が物資の輸送状況等を管理・把握するためのシステムを構築し、関係機関に通知するとともに、各機関が協同で参加した実践的な訓練を行う必要がある。	防災統括室 産業・雇用振興部 (産業振興総合センター)		
	㉚	(1)②支援物資	発災後も、同システムが被災地方公共団体を始め、各機関で円滑に使用されるよう、現地対策本部等において、システムの運用に関する支援を行う必要がある。	防災統括室 産業・雇用振興部 (産業振興総合センター)		

4-3. プッシュ型物資支援の改善

現状と課題	項目	分類	実施すべき取組	所管(関連)部局	対応(案)	防災計画の修正
○プッシュ型物資支援の有効性と課題 ○善意の物資がありがた迷惑になる場合も	③④	(1)②支援物資	プッシュ型とプル型それぞれにおいて支援対象となりうる標準的な品目や仕様を一覧として整理する。併せて、プッシュ型からプル型へ、現地調達へと切り替える考え方について、南海トラフ地震の被害が想定されている地方公共団体とのケーススタディ等により、災害の規模、その後の各種状況の変化などに応じて適切に判断ができるよう整理しておく必要がある。	防災統括室 産業・雇用振興部 (産業振興総合センター)		

4-4. より避難者ニーズに的確に応えるためのプル型支援・現地購入

現状と課題	項目	分類	実施すべき取組	所管(関連)部局	対応(案)	防災計画の修正
○避難所の物資ニーズ把握が困難 ○地域ニーズの変化に応じた民間企業との適切な連携が必要	③⑤	(1)②支援物資	プル型支援を実施するためには、携帯電話やタブレット端末等を活用して速やかに避難所のニーズを把握できるシステムを構築するとともに、物資輸送に関するシステムと一体的に運用することで、各避難所に必要な時間内に到着するように管理する必要がある。	防災統括室 産業・雇用振興部 (産業振興総合センター)		
	③⑥	(1)②支援物資	国は必要に応じて、流通事業者について、指定公共機関への指定や地方公共団体との協定締結を進める必要がある。	防災統括室 産業・雇用振興部 (産業振興総合センター)	奈良県地域防災計画「食料、生活必需品の確保計画」において記載されているとおり、流通業者との協定を積極的に確保する。	
	③⑦	(1)②支援物資	流通事業者が協定等により地方公共団体との連携を図っている事例についてとりまとめて、広報の強化を図るべきである。	防災統括室 産業・雇用振興部 (産業振興総合センター)		

5. ICTの活用

5-1. 災害対応におけるICTインフラの導入

現状と課題	項目	分類	実施すべき取組	所管(関連)部局	対応(案)	防災計画の修正
○防災分野におけるICTの導入が進んでいない	③⑧	(5)情報収集・ICT	災害時の多様化・複雑化する地域ニーズに効率的に対応するため、国は地方公共団体とも連携しながら、広く地方公共団体が活用可能となるよう各種災害対応業務のシステム化についての取組を強化する必要がある。	防災統括室	平成28年度に整備する奈良県防災情報システムの習熟のため、平成29年度は市町村及び防災関係機関との情報収集・伝達訓練を様々な想定により、くり返して実施する。また、ICTの活用について、国の動向に注視する。	
	③⑨	(5)情報収集・ICT	またシステムの開発に際しては、同システムが災害時に有効に活用されるよう、システム操作の訓練手法、発災時の運用支援の手法についても同時に検討されるべきである。	防災統括室		
	④⑩	(5)情報収集・ICT	また市町村においては、被災者の情報を電子データとして蓄積し、住民に関する既存の各種情報と連携させることで、指定避難所以外に避難している被災者も含めて必要な行政サービスが円滑に提供できるように努めることが望ましく、国はデータ形式や入出力方法の標準化などを推進することにより、市町村の取組を支援する必要がある。	防災統括室		

5-2. 防災情報に関する官民連携に係る仕組み「災害情報ハブ」の推進

現状と課題	項目	分類	実施すべき取組	所管(関連)部局	対応(案)	防災計画の修正
○被災地域や避難者の動向、物資の状況等の把握に課題	④⑪	(5)情報収集・ICT	事前に各種の情報について取扱いや共有・利活用に係るルールを定めるなど、関係機関間における「災害情報ハブ」に関する仕組みづくりを行うことが必要。このため、民間企業・団体、地方公共団体、関係省庁等の多様な関係機関の連携を強化し、速やかに所要の検討を行う。	防災統括室		

5-3. ビッグデータ・SNSの情報等の活用を検討

現状と課題	項目	分類	実施すべき取組	所管(関連)部局	対応(案)	防災計画の修正
○ビッグデータ等の新たに活用可能となった情報の活用が不十分	④⑫	(5)情報収集・ICT	被災者のニーズを把握し、円滑な対応を行うためにはビッグデータ等の活用を検討するべきであり、その活用方策について、民間からの提案を評価する仕組みの強化も必要である。	防災統括室		

6. 自助・共助の推進

6-1. 自助・共助の向上に向けた取組

現状と課題	項目	分類	実施すべき取組	所管(関連)部局	対応(案)	防災計画の修正
○個人の備えが不十分 ○自力での避難が困難な世帯の存在	④③	(6) 自助・共助	発災後に応援が来るまでの間の被災者の対応として、最低でも3日間できれば7日間は個人の備蓄や共助による支え合いでの対応が基本となるが、一般家庭には日常的な食料等のストックがあり、水を節約して調理する等のノウハウの普及により、不足する蓄えの追加について大きな負担を生じずに対応することができる場合も多いと考えられる。このようなノウハウについて、様々な場を活用して普及啓発に努める必要がある。	防災統括室	これまでもパンフレットの作成や県政出前トーク、住民参加型の防災訓練等の機会を捉えて県民への普及啓発を行ってきたが、今後も有益な防災情報をさらに加え、普及啓発活動を強化する。	

6-2. NPO等との連携やボランティアへの活動の場の提供

現状と課題	項目	分類	実施すべき取組	所管(関連)部局	対応(案)	防災計画の修正
○多数駆け付けたボランティアが十分に活動できない場合がある。 ○NPO等がその専門的な知識を十分に発揮することが困難	④④	(1)④ボランティア	災害対応経験が豊富で高度な知識と有するNPO等のネットワーク化が進み、国との関係は強化されている。更に、地方公共団体とNPO等との関係構築が進み、協定の締結や訓練の実施が進むよう、国は様々な機会を通じて地方公共団体に働きかける必要がある。	くらし創造部 (青少年・社会活動推進課)	県内でのネットワーク形成は対応済み。国からの情報提供があれば、参加を促す。	

7. 長期的なまちづくりの推進

7-1. 長期的な観点の災害に強いまちづくりと復興

現状と課題	項目	分類	実施すべき取組	所管(関連)部局	対応(案)	防災計画の修正
○事前の準備なく速やかに復興ビジョンを策定することは困難	④⑤	(20) まちづくり	災害対策としては、建物の耐震化等による災害に強いまちづくりを計画的に実施することが基本であるが、災害により被害が生じた際には、復興のためのまちづくりを進める必要が生じる。			
	④⑥	(20) まちづくり	市町村における平常時からの発災を前提とした復興事前準備の取組を促進するため、国は、復興まちづくりイメージトレーニングの普及を推進するとともに、手引き等を整備する必要がある。			
	④⑦	(20) まちづくり	また、発災後、復興まちづくりの支援を行う専門家を紹介できるスキームの構築を促進することが望ましい。			

8. 広域大規模災害を想定した備え

8-1. 大規模災害の被害想定と対応策の充実

現状と課題	項目	分類	実施すべき取組	所管(関連)部局	対応(案)	防災計画の修正
○大規模災害への備えの不足 ○大規模災害への対応に対する実効的な取組の必要性 ○大規模に地方公共団体が被災した場合の公的支援の在り方	④⑧	(3) 業務継続計画	国や都道府県は、災害の発生状況等を踏まえ、各種災害の被害想定やそれに対して拠点となる建物等が機能を継続するための設計・計画・管理上の留意事項について検討を行うとともに、建物の機能の継続性を高めるための取組についてインセンティブ付けを行って、より安全度の高い社会づくりを促進する必要がある。  特に大規模災害については、国として対応すべき応急対策活動に関する計画の見直し等を適宜行って備えを強化する必要がある。	防災統括室 まちづくり推進局 (建築課)	最初の取組として、主に防災関係機関に業務継続計画の策定を呼びかける。	

8-2. 防災業務の多様化・増加に対応した地方公共団体の防災力強化

現状と課題	項目	分類	実施すべき取組	所管(関連)部局	対応(案)	防災計画の修正
○人員削減により地方公共団体の防災力が減退	④⑨	(1)④ボランティア	より多様化・複雑化する災害対応を円滑に進めるためには、職員の防災力の向上に加えて、退職者や専門知識を有する者、民間企業、NPO等、あらゆる人材の活用が不可欠である。国や都道府県は連携をこれまで以上に強化するとともに、目的に応じた研修内容の充実を図る必要がある。	防災統括室	公的機関はもちろん、民間企業、ボランティア団体、NPO等とともに、実践的な訓練等を継続的に実施するなど連携を図る。	

8-3. 受援を想定した体制整備や業務継続性の確保

現状と課題	項目	分類	実施すべき取組	所管(関連)部局	対応(案)	防災計画の修正
○行政機能の回復が困難な市町村の発生	50	(3)業務継続計画	国は業務継続計画等(BCP)を作成するためのガイドラインの整備や情報を集約したWebサイトの開設を行っており、多くの市町村や企業においても業務継続計画、事業継続計画が策定されつつある。今後、地方公共団体の計画をより実効性が高いものとするために、外部からの応援の円滑な受入れ等を踏まえた受援体制の構築を支援していくべきである。	防災統括室	人的支援受入のための県受援マニュアルを作成していくとともに、市町村の受援マニュアルの作成を支援していく。	
○業務の継続と災害対応	51	(3)業務継続計画	発災後に各種対応が可能な職員数の見積りについて具体的なモデルケースを作成して業務継続に必要な受援量を定量的に示すなど、関係機関において必要な見直しが行われるよう、働きかけを強化する必要がある。	防災統括室	業務継続計画について、必要な見直しを検討していく。	